

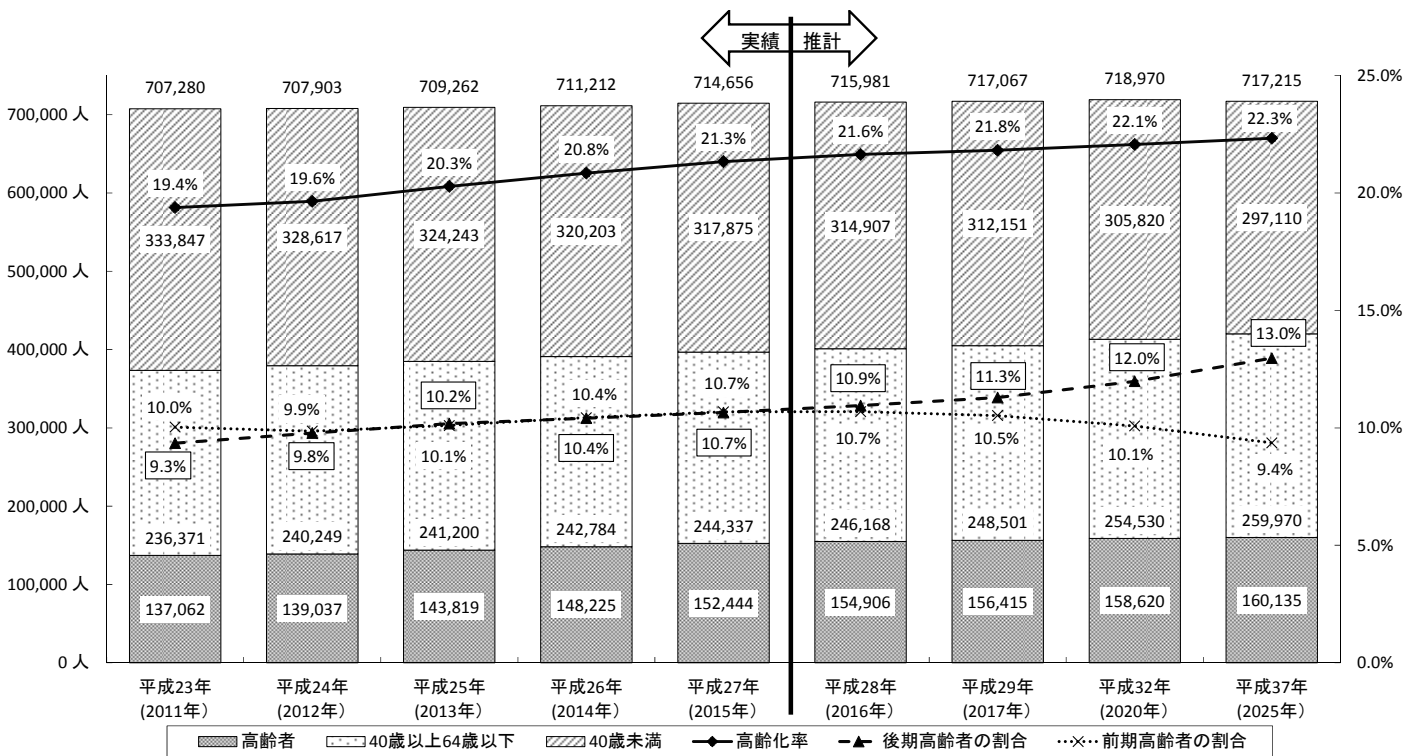
第2章 区の高齢者を取り巻く現状と課題

第1節 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

平成27年1月1日現在の区の総人口は約71万5千人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は、約15万2千人です。区の総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は21.3%と、平成23年と比較して約1万5千人（高齢化率では1.9%）増え、超高齢社会を迎えています。このうち、75歳以上の後期高齢者人口は約7万6千人で、総人口との比率では10%を超えています。団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年には、総人口は現状とさほど変わりませんが、高齢者人口は約16万人、高齢化率は22.3%となる見込みです。40歳未満の人口は減少傾向にあることを踏まえると、その後もさらに高齢化が進んでいくことが見込まれます。

■高齢者人口の推移



←実績 推計→

(単位:人)

区分	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)
総人口	707,280	707,903	709,262	711,212	714,656	715,981	717,067	718,970	717,215
40歳未満	333,847 47.2%	328,617 46.4%	324,243 45.7%	320,203 45.0%	317,875 44.5%	314,907 44.0%	312,151 43.5%	305,820 42.5%	297,110 41.4%
40歳以上 64歳以下	236,371 33.4%	240,249 33.9%	241,200 34.0%	242,784 34.1%	244,337 34.2%	246,168 34.4%	248,501 34.7%	254,530 35.4%	259,970 36.2%
高齢者人口 (65歳以上)	137,062 19.4%	139,037 19.6%	143,819 20.3%	148,225 20.8%	152,444 21.3%	154,906 21.6%	156,415 21.8%	158,620 22.1%	160,135 22.3%
前期高齢者 (65-74歳)	70,962 10.0%	69,818 9.9%	71,632 10.1%	74,198 10.4%	76,330 10.7%	76,545 10.7%	75,464 10.5%	72,480 10.1%	67,147 9.4%
後期高齢者 (75歳以上)	66,100 9.3%	69,219 9.8%	72,187 10.2%	74,027 10.4%	76,114 10.7%	78,361 10.9%	80,951 11.3%	86,140 12.0%	92,988 13.0%
85歳以上	16,143 2.3%	17,390 2.5%	18,606 2.6%	19,959 2.8%	21,276 3.0%	22,533 3.1%	23,922 3.3%	27,908 3.9%	32,093 4.5%

※平成27年までは各年1月1日現在の住民基本台帳(平成24年までの外国人は外国人登録者)の実績値、平成28年以降は推計値です。

(2) 世帯構成の推移

平成27年1月1日現在、一人暮らし高齢者は約4万6千人、高齢者のみ世帯の方は約5万8千人です。また、一人暮らし高齢者の約6割は後期高齢者です。一人暮らし高齢者については、現在の増加傾向が続くと仮定した場合、平成37年には、約5万9千人に達する見込みです。さらに、高齢者のみ世帯の方を加えると、高齢者人口に占める割合は7割を超える見込みです。

■全員が65歳以上の者のみで構成される世帯数

←実績 推計→

(単位:世帯)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
高齢者人口	136,413	138,360	143,819	148,225	152,444	154,906	156,415	158,620	160,135
全員が65歳以上の者で 構成されている世帯数 (D=A+B+C)	64,038	65,729	68,850	71,761	74,715	76,819	78,485	82,448	88,274
65歳以上の単身者で 構成されている世帯 数(A)	37,956	39,490	41,611	43,753	45,928	47,612	49,040	52,733	58,518
全員が65歳以上の夫 婦のみで構成されて いる世帯数(B)	25,120	25,226	26,138	26,829	27,501	27,835	27,992	28,014	27,580
全員が65歳以上の夫 婦以外の者で構成さ れている世帯数(C)	962	1,013	1,101	1,179	1,286	1,372	1,453	1,701	2,176

※平成27年までは各年1月1日現在の住民基本台帳の実績値、平成28年以降は推計値です。

※実績値のうち、平成24年までは日本人のみの人口、平成25年以降は外国人人口を含みます。

※推計値は、平成25年から平成27年の高齢者人口に占める各世帯割合の増加率が、今後も同様の傾向が続くとして算定しています。

※高齢者人口に占める一人暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の割合は、{表中A+(表中B+表中C)×2人}÷高齢者人口で求めています。

(3) 要介護認定者の推移

平成26年9月30日現在、第1号被保険者に占める要介護認定者の割合(要介護認定率⁶)は、緩やかに上昇しており、要介護者は約2万3千人、要支援者は約6千人で、合わせて高齢者人口の約2割となっています。また、要介護認定者のうち、約7割の方に何らかの認知症の症状があり、5割弱の方が見守り等の日常生活上の支援を必要とする状況です。

今後、介護予防等により心身の状況を維持改善する取組を強化しても、平成37年には要介護認定者が約1万人増加し、要介護認定率は24.2%となり、高齢者の4人に1人が要介護認定者になる見込みです。

■要介護認定者数の推移(第1号被保険者)

(単位:人、%)

	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	第6期計画			平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		
要介護認定者数	27,852	29,000	30,239	31,475	32,695	35,613	38,793
要支援1	2,506	2,792	3,124	3,460	3,804	4,473	4,754
要支援2	2,990	3,140	3,263	3,382	3,498	3,776	4,090
要介護1	5,713	6,145	6,635	7,134	7,642	8,974	9,946
要介護2	5,987	6,138	6,311	6,474	6,630	6,978	7,400
要介護3	3,907	4,058	4,100	4,136	4,165	4,246	4,643
要介護4	3,406	3,506	3,503	3,498	3,483	3,529	3,958
要介護5	3,343	3,221	3,303	3,391	3,473	3,637	4,002
要介護認定率	18.8%	19.1%	19.8%	20.3%	20.9%	22.5%	24.2%

■要介護認定者数の推移(第2号被保険者)

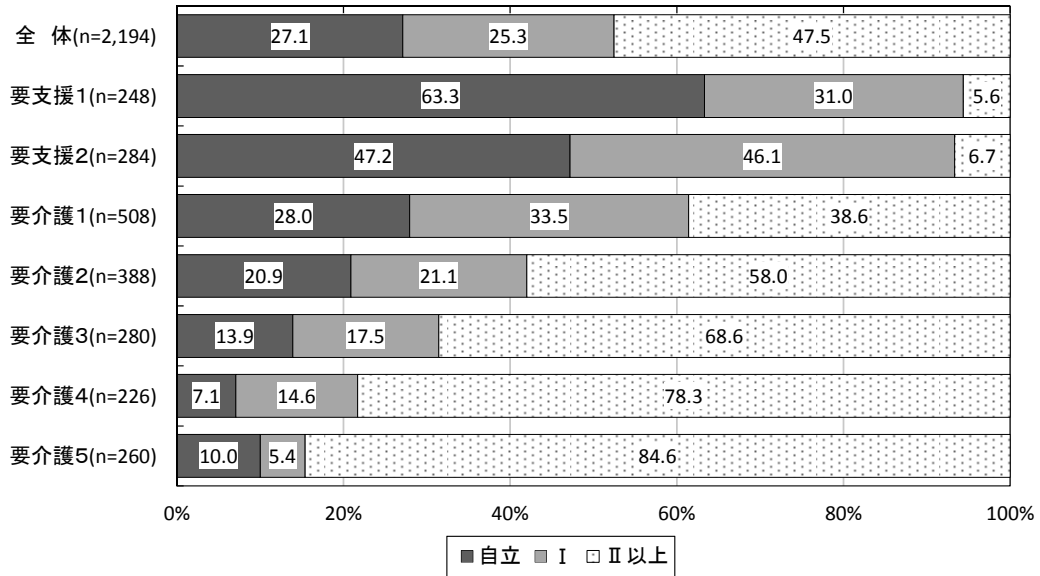
(単位:人)

	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	第6期計画			平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
			平成27年度	平成28年度	平成29年度		
要介護認定者数	670	673	676	680	686	709	734
要支援1	28	29	32	35	38	43	44
要支援2	44	52	55	58	61	67	70
要介護1	109	118	124	130	137	151	157
要介護2	164	156	153	150	148	147	153
要介護3	112	113	109	105	102	99	99
要介護4	94	90	86	82	78	72	74
要介護5	119	115	117	120	122	130	137

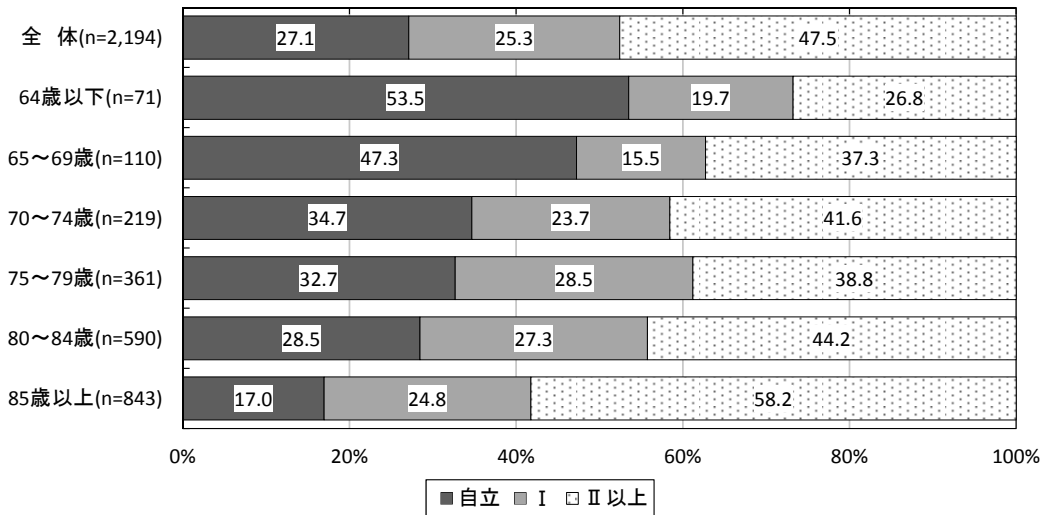
※平成26年度までは年度内平均値に近い各年9月末現在の実績値、平成27年度以降は推計値です。

⁶ 要介護認定率：第1号被保険者(65歳以上の区民)に占める要介護認定者(要支援1・2もしくは要介護1～5の認定を受けた方)の割合。介護保険制度における年間サービス事業量の推計等を行う際に使用する数値であるため、1年間の平均的な数値として9月30日現在の数値を使用しています。

■要介護認定者に占める認知症の症状がある人の割合<要介護度別>



■要介護認定者に占める認知症の症状がある人の割合<年代別>



※平成26年9月要支援・要介護認定審査分を分析し、作成しています。

※認知症に関する日常生活自立度による分類で、各項目の内容は次のとおりになります。

「自立」… 認知症の症状が無い方(要介護認定の有無とは異なる)

「I」… 何らかの認知症の症状がある方

「II以上」…見守り等の何らかの介護の支援が必要な方

第2節 高齢者の意向（「練馬区高齢者基礎調査報告書〈平成26年3月〉」より）

区では、第6期計画の策定にあたっての基礎資料とするため、平成25年11月から12月までに練馬区高齢者基礎調査として下記の調査を実施しました。調査概要は以下のとおりです。

【練馬区高齢者基礎調査の概要】

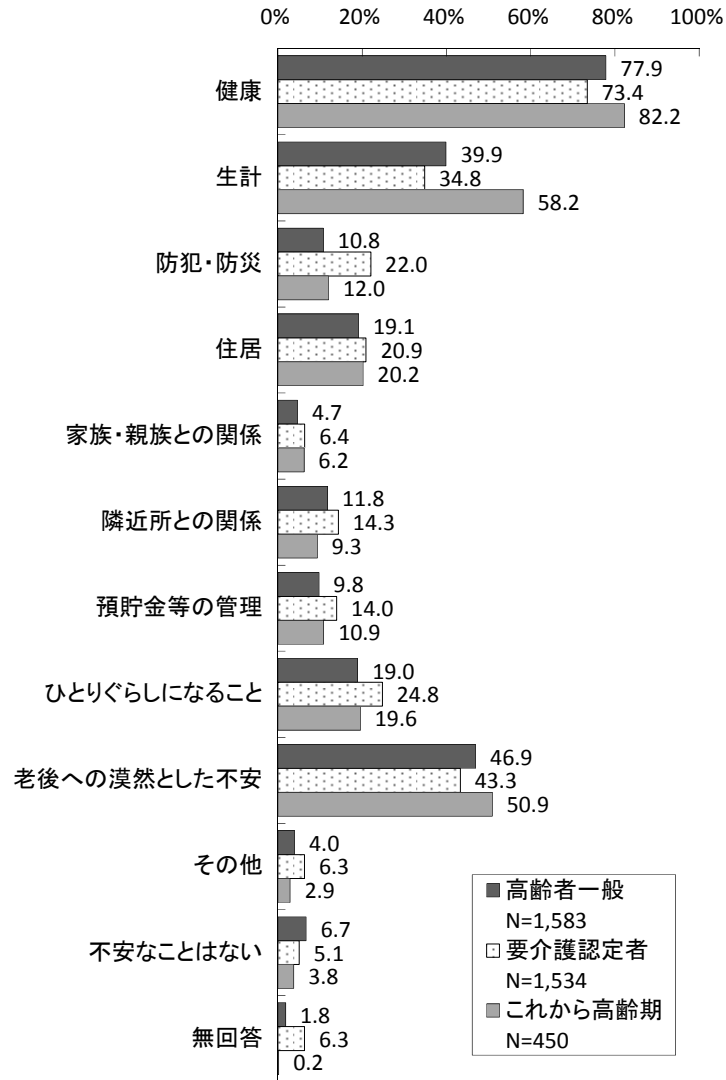
調査種別	調査対象および有効回収数
①高齢者一般調査	介護保険の認定を受けていない65歳以上の区民から無作為に2,300人を抽出し、1,583人から有効回答を得た（有効回収率68.8%）。
②要支援・要介護認定者調査	介護保険の認定を受けている65歳以上の区民から無作為に2,700人を抽出し、1,534人から有効回答を得た（有効回収率56.8%）。
③これから高齢期を迎える方の調査	介護保険の認定を受けていない55～64歳の区民から無作為に800人を抽出し、450人から有効回答を得た（有効回収率56.3%）。
④特別養護老人ホーム入所待機者調査	平成25年6月末時点の特別養護老人ホーム入所待機者の方全員から、調査時点において亡くなられた方等を除いた2,617人を対象とし、1,352人から有効回答を得た（有効回収率51.7%）。また、練馬区特別養護老人ホーム入所基準の指数が11ポイント以上の方（有効回答320人）と10ポイント以下の方（有効回答1,032人）を分けて集計を行った。
⑤介護サービス事業所調査	平成25年11月1日現在、介護サービスを提供している区内の929事業所を対象とし、656事業所から有効回答を得た（有効回収率70.6%）。

※調査方法は郵送法（郵送配付・郵送回収）にて行い、「④特別養護老人ホーム入所待機者調査」のみ一部を高齢者相談センター職員による訪問調査にて行いました。

(1) 将来の不安

いずれの調査においても「健康」が最も多く7～8割を占めています。「健康」以外の不安は、「老後への漠然とした不安」「生計」が多くなっています。

■将来の不安（複数回答）

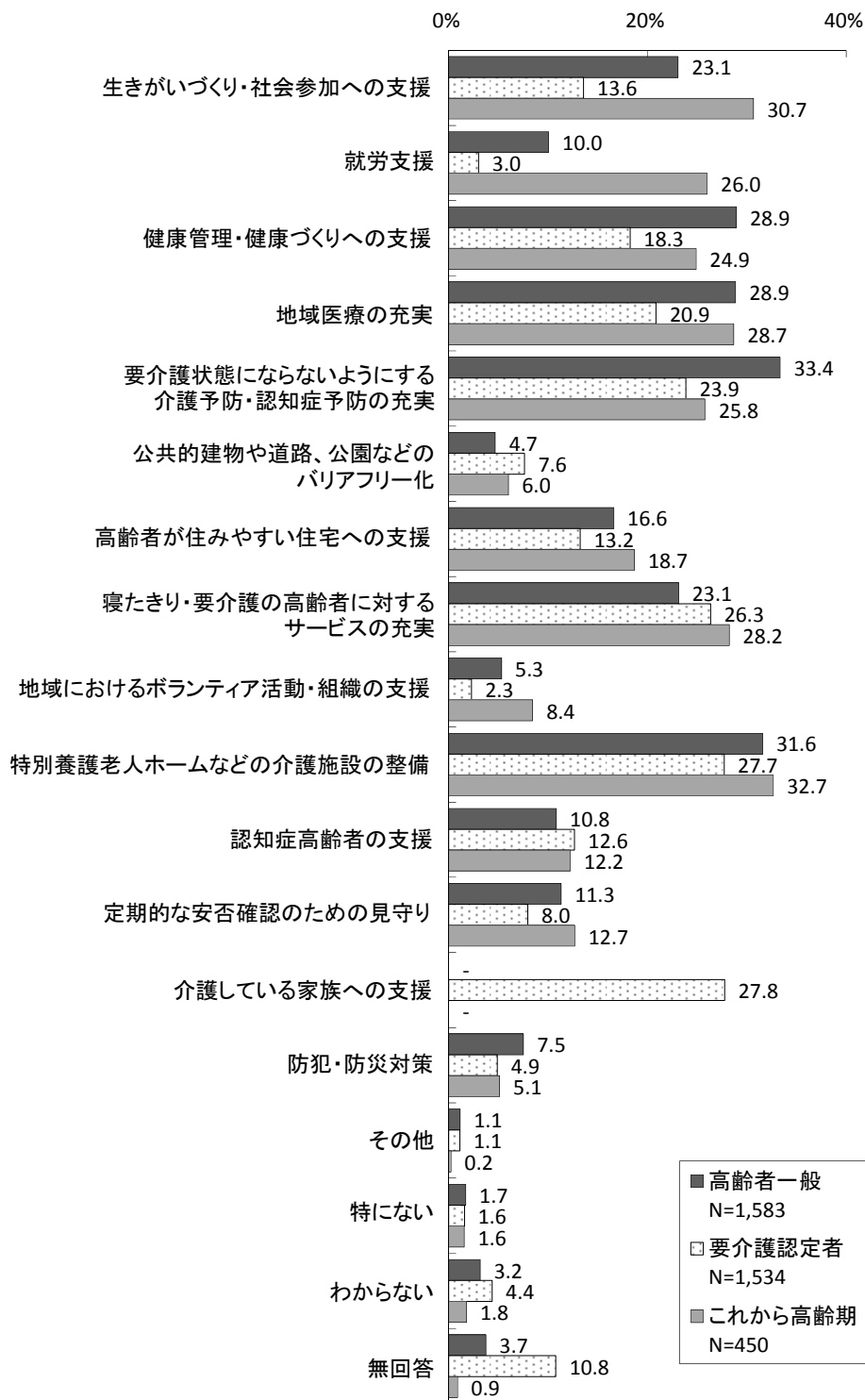


※Nはそれぞれの質問項目の回答者の総数です。

(2) 今後力を入れてほしい高齢者施策

高齢者一般では「要介護状態にならないようにする介護予防・認知症予防の充実」が最も多くなっています。要介護認定者では「介護している家族への支援」が最も多くなっています。

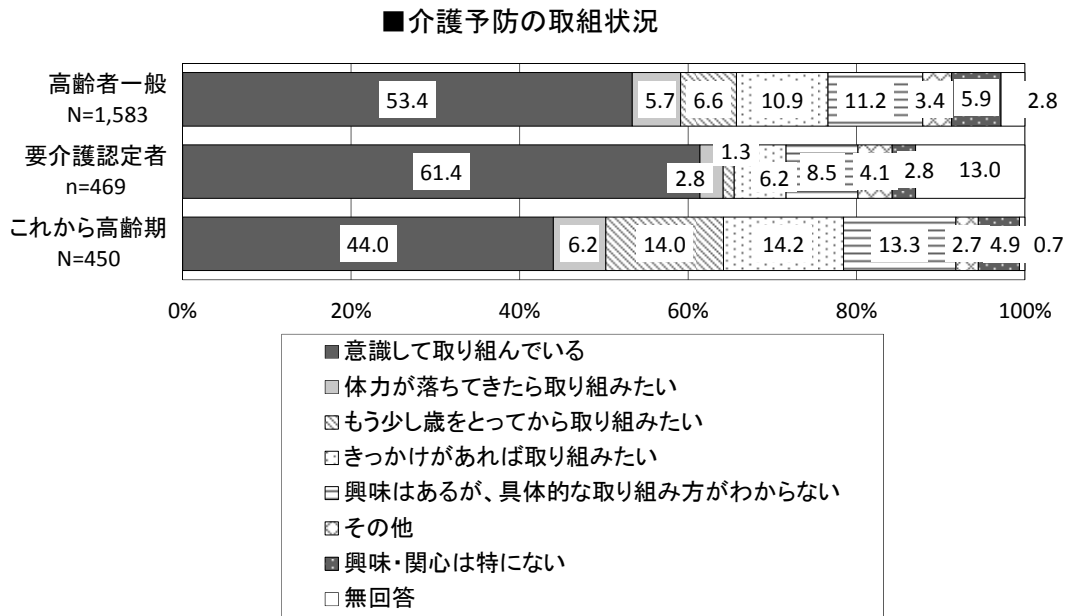
■今後力を入れてほしい高齢者施策（複数回答）



※「介護している家族への支援」は、要介護認定者のみに聞いています。

(3) 介護予防の取組状況

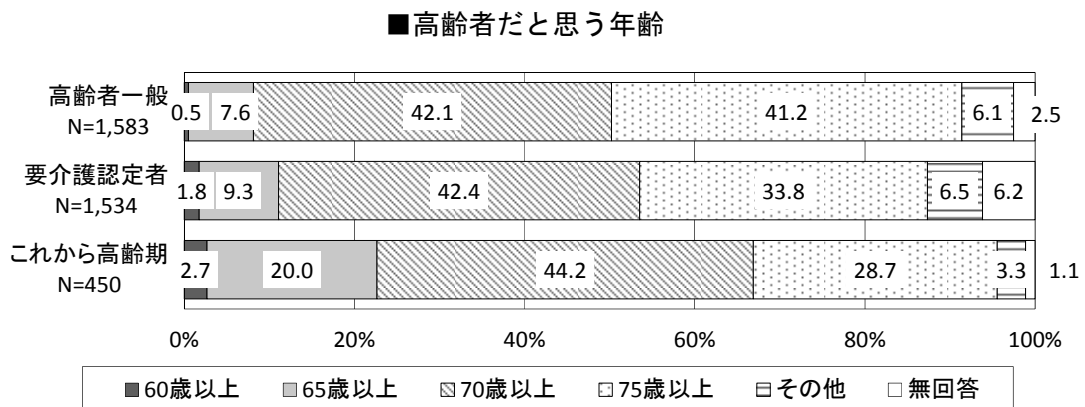
意識して介護予防に取り組んでいる方は、高齢者一般で5割強、要介護認定者で約6割となっています。一方、興味があるが具体的な方法がわからないと答えた方は1割前後を占めています。



※要介護認定者は、要支援1・2の人を対象に聞いています。

(4) 高齢者だと思う年齢

「何歳以上が高齢者だと思いますか」という問いに対しては、「70歳以上」と回答した方が最も多く、「75歳以上」と回答した方も含めると、70～75歳以上が7～8割を占めています。

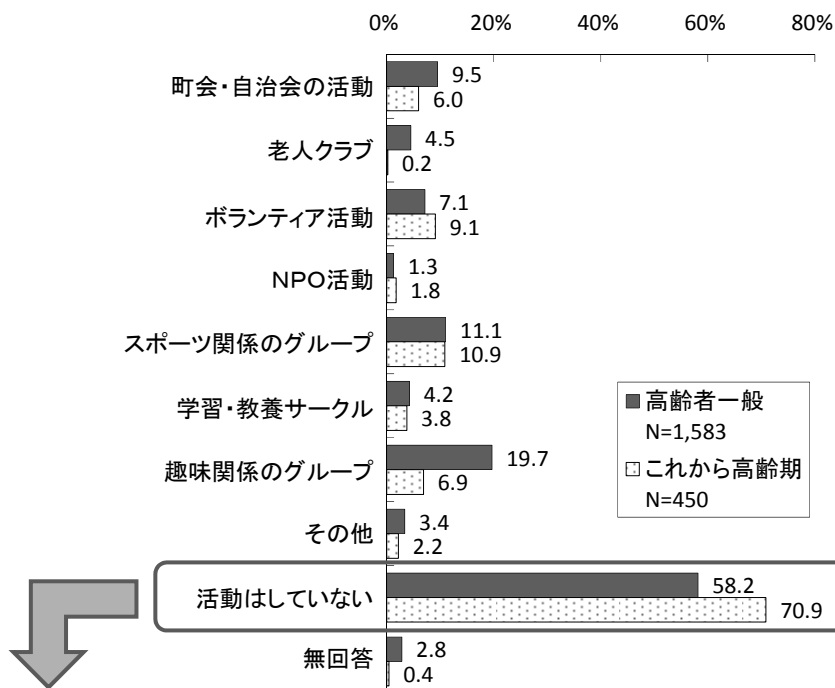


(5) 地域活動への参加

地域活動への参加状況を見ると、現在活動していない高齢者が6～7割を占めていますが、「関心・興味のあるテーマがあれば活動したい」「時間に余裕があれば活動したい」といった参加意欲の高い方は多く、活動してみたい地域活動の問いでは、約2割の方がボランティア活動を挙げています。

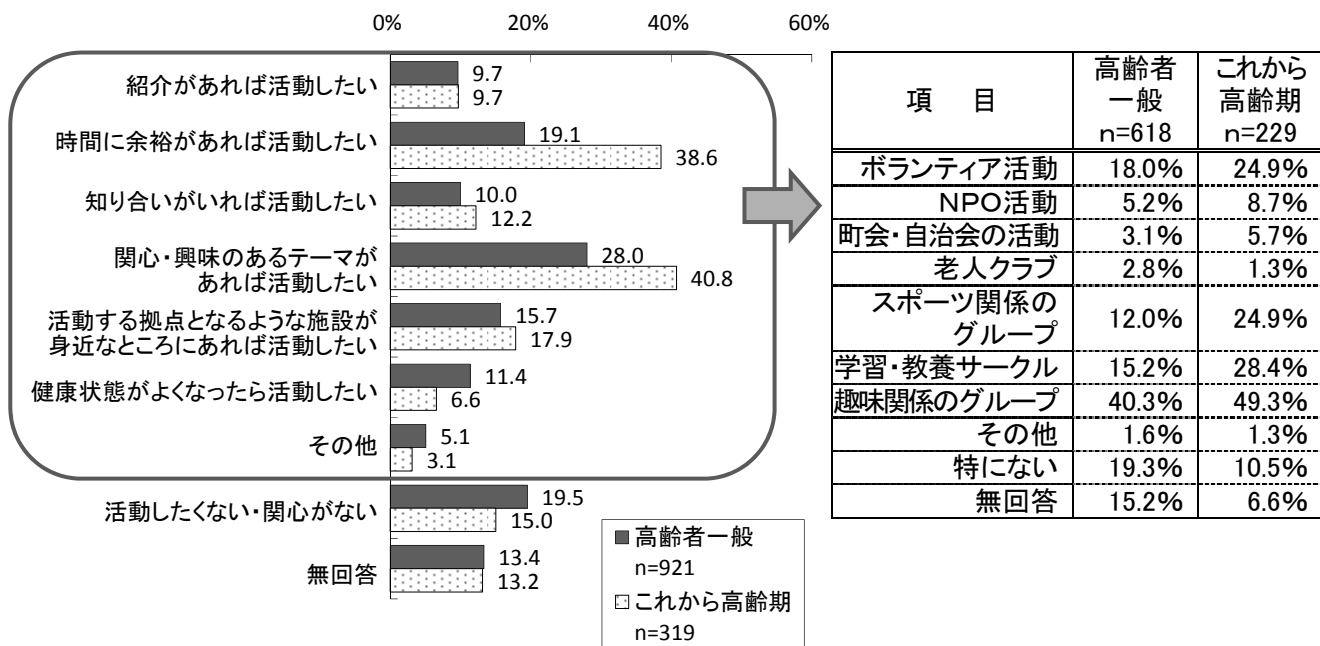
■ 地域活動への参加（複数回答）

<地域活動への参加状況>



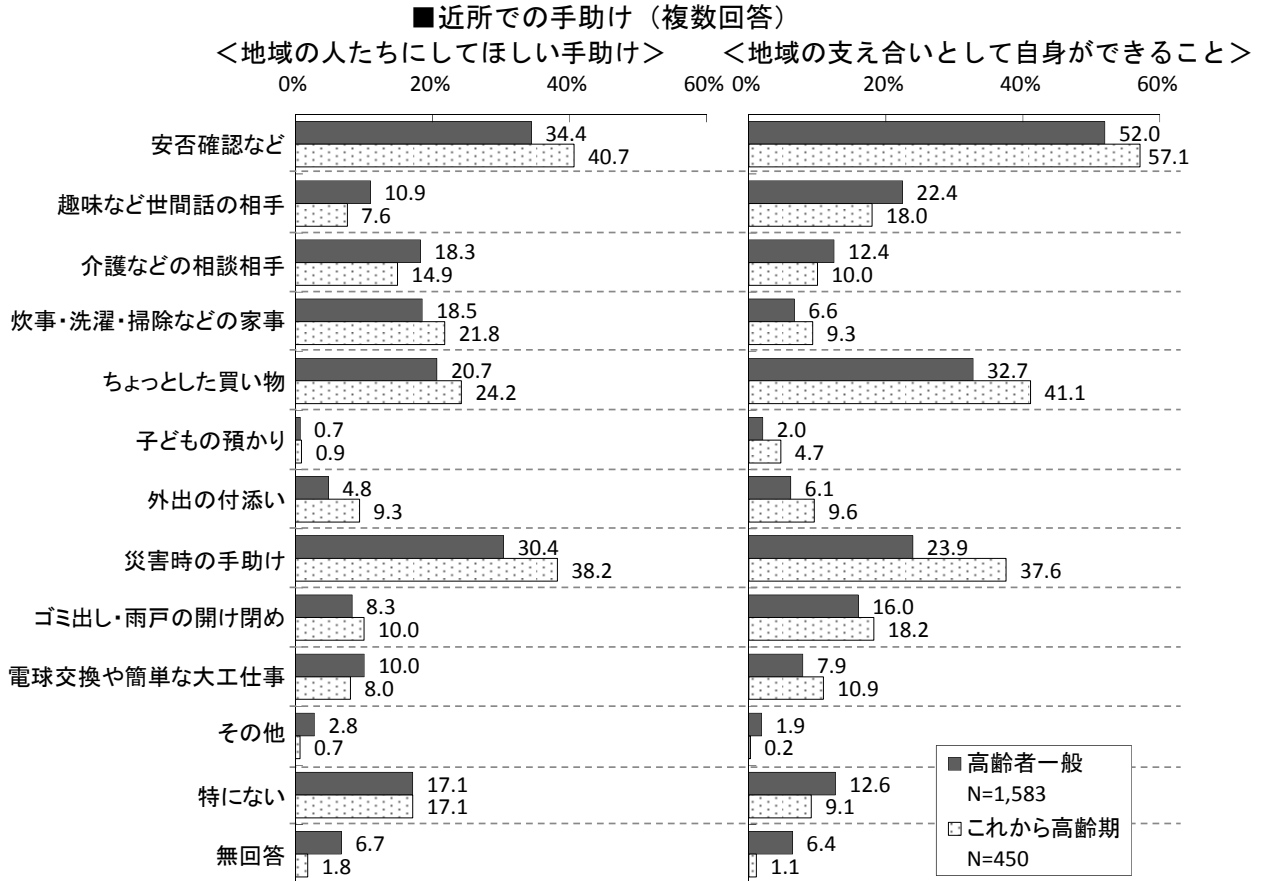
<地域活動に参加するきっかけ>

<活動してみたい地域活動の分野>



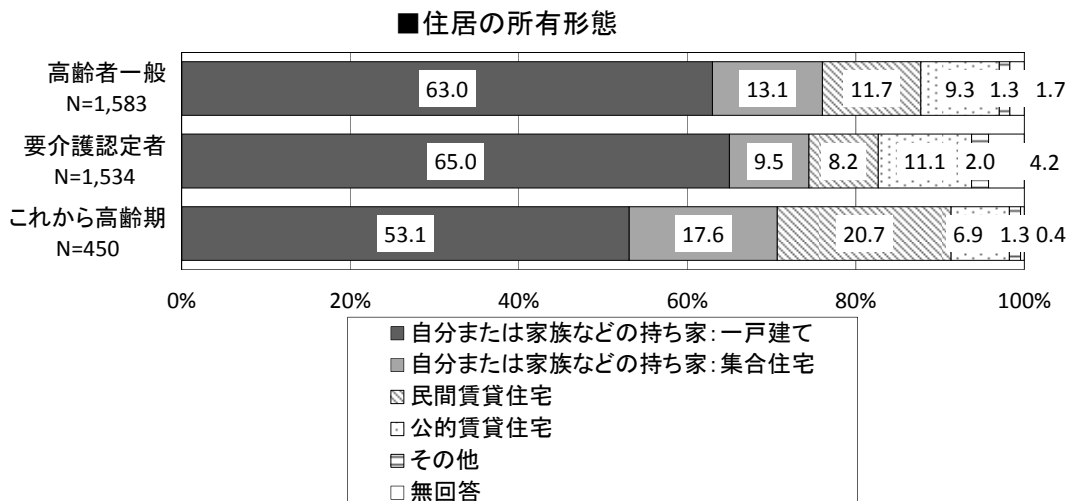
(6) 地域の支え合い

日常生活が不自由になった時に地域の人にしてほしい手助けは、「安否確認など」が最も多くなっています。一方で、地域の支え合いとして自分ができることについても、「安否確認など」が最も多くなっています。



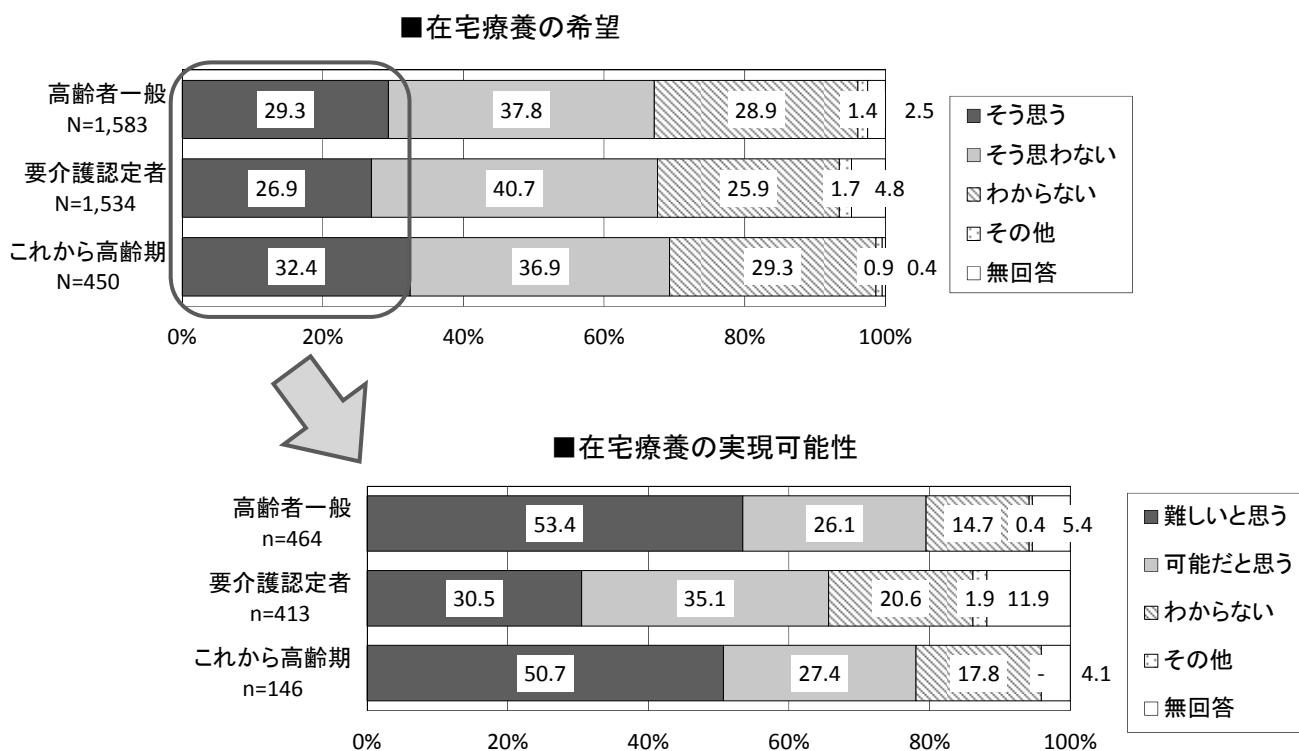
(7) 住居の所有形態

「自分または家族などの持ち家一戸建て」がいずれの調査でも最も多く、「自分または家族などの持ち家集合住宅」を合わせると、高齢者一般の約8割は持ち家を住まいとしていると回答しています。



(8) 在宅療養の意向

脳卒中の後遺症や末期がんなどで長期療養が必要になった場合であっても約3割の方は「自宅で生活したいと思う」と答えています。しかしながら、その約5割の方は、在宅療養の実現可能性の問いに対し、「難しいと思う」と回答しています。在宅療養が難しいと思う理由について、約7割の方が「家族等に負担をかけるから」、約3割の方が「急に病状が変わったときの対応が不安だから」「在宅でどのような医療や介護が受けられるかわからないから」という理由を挙げて、不安を感じています。



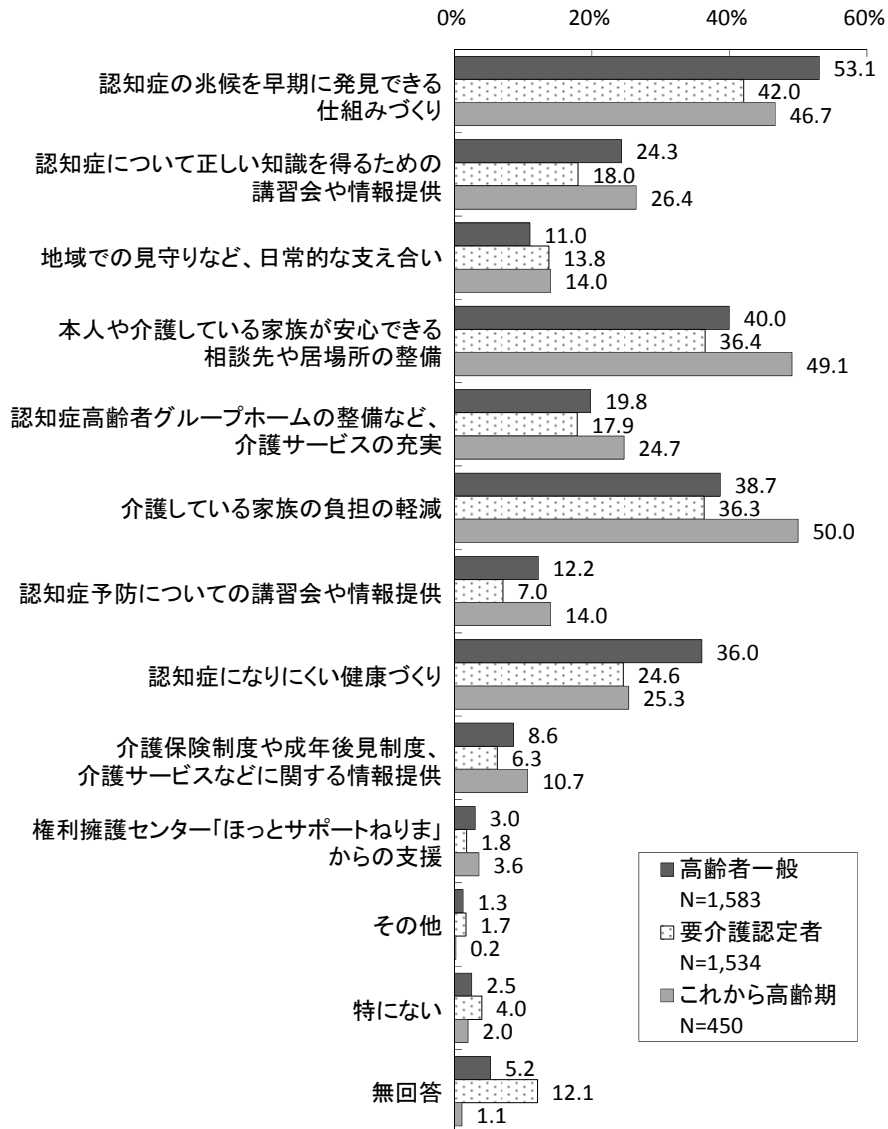
■在宅療養が難しいと思う理由（複数回答）

項目	高齢者一般 n=248	要介護認定者 n=126	これから高齢期 n=74
家族等に負担をかけるから	71.0%	57.9%	66.2%
急に病状が変わったときの対応が不安だから	29.8%	42.9%	32.4%
在宅でどのような医療や介護を受けられるかわからないから	33.1%	23.8%	43.2%
療養できる居住環境が整っていないから	20.6%	23.0%	25.7%
介護してくれる家族がいないから	16.9%	21.4%	17.6%
在宅医療や介護のサービス体制が整っていないから	14.1%	12.7%	24.3%
その他	1.2%	2.4%	5.4%
無回答	3.2%	4.8%	4.1%

(9) 認知症施策で必要なこと

高齢者一般、要介護認定者とも「認知症の兆候を早期に発見できる仕組みづくり」が最も多く、次いで、「相談先や居場所の整備」が多くなっています。

■ 認知症施策で必要なこと（複数回答）

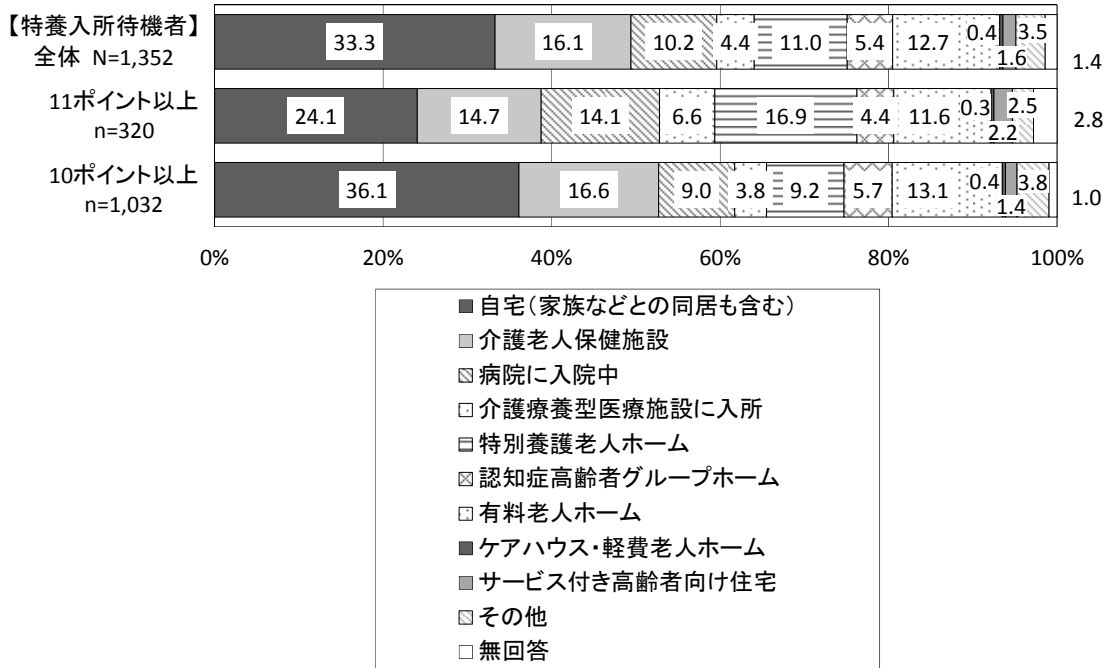


(10) 特別養護老人ホーム入所申込みの状況

①現在の生活場所

区内の特別養護老人ホームに入所を希望する方のうち、約7割の方が既に有料老人ホームや別の特別養護老人ホームなどに入所済みであったり、病院に入院中です。

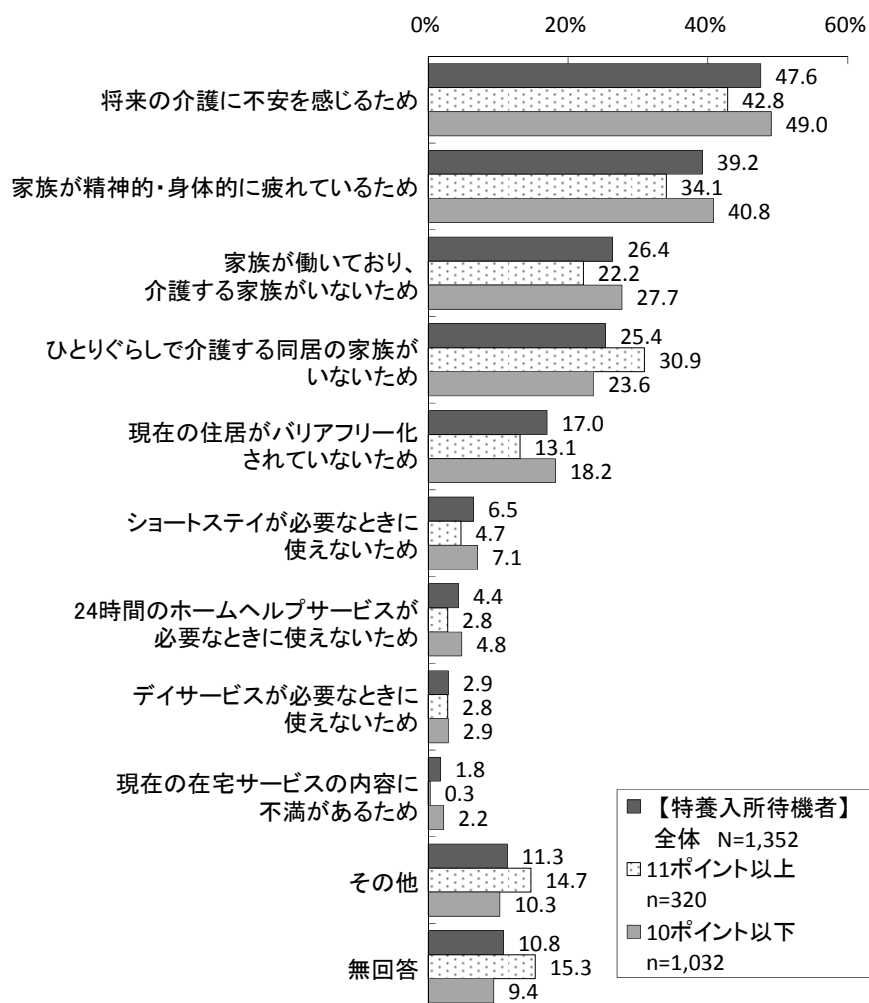
■現在の生活場所



②特別養護老人ホームを申し込んだ理由

約5割の方が「将来の介護に不安を感じるため」と回答しています。

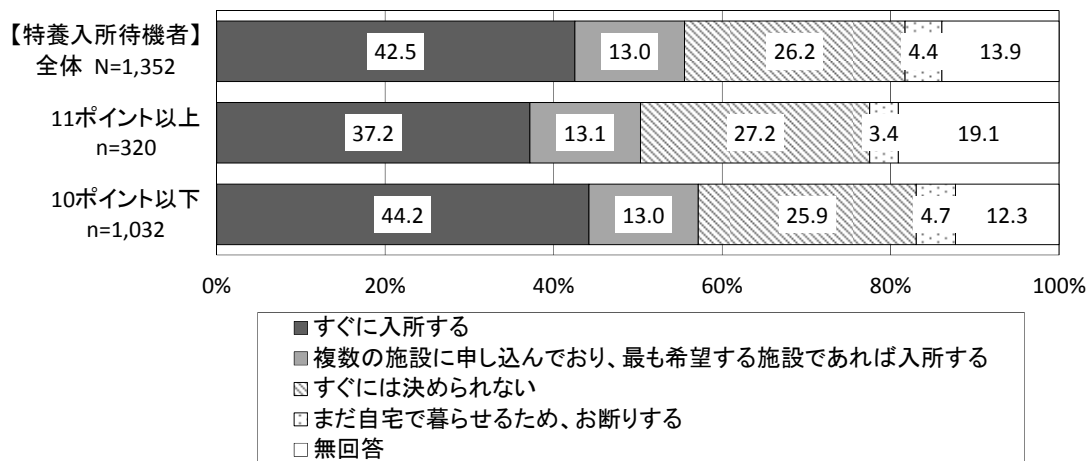
■特別養護老人ホームを申し込んだ理由（複数回答）



③申し込んでいる特別養護老人ホームから連絡がきた場合の対応

申し込んだ特別養護老人ホームから「入所できます」と連絡が来た場合に「すぐに入所する」と答えた方は約4割でした。

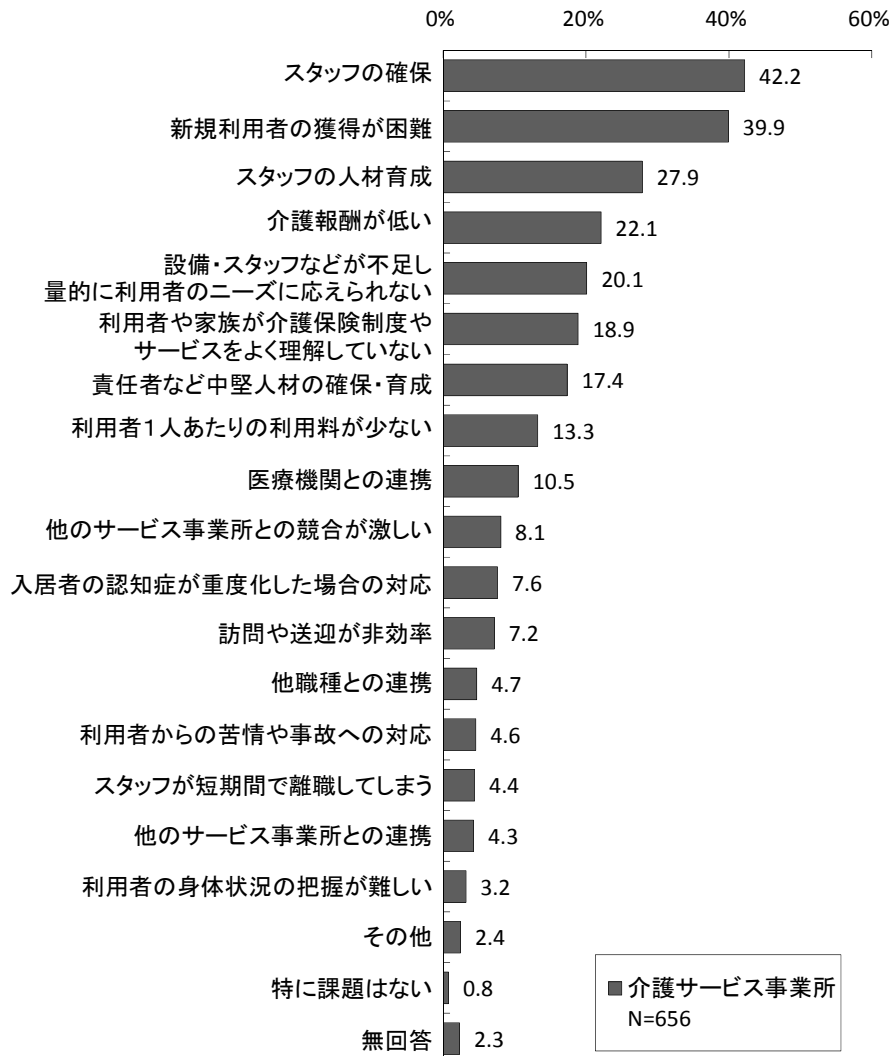
■申し込んでいる特別養護老人ホームから連絡がきた場合の対応



(11) 介護事業所における運営上の課題

約4割の事業所から「スタッフの確保」、約3割の事業所から「スタッフの人材育成」が挙げられています。

■ 事業を運営する上での課題（複数回答）



第3節 介護保険制度の改正

日本社会は今後急速に高齢化が進展することが見込まれており、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、平成26年6月18日に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が可決され、6月25日に公布されました。同法に基づいて地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、持続可能な介護保険制度とするため、介護保険法の一部改正が行われました。

主な改正内容は以下のとおりです。

（1）サービスの充実と見直し

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実等

すべての区市町村で次の事業を実施する。

（施行日：平成27年4月1日、ただし平成30年4月1日まで延期可能）

- ①医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業
- ②日常生活の支援および介護予防に係る体制の整備その他これらを促進する事業
- ③保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他総合的な支援を行う事業

○ 予防給付の見直し

介護予防サービスのうち、全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、新たに区市町村が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行する。

（施行日：平成27年4月1日、ただし平成29年4月1日まで延期可能）

○ 居宅サービス等の見直し

- ①通所介護（デイサービス）のうち、利用定員が18人未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づける。

（施行日：平成28年4月1日までの間で政令で定める日）

- ②指定居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）の指定等を区市町村で実施する。

（施行日：平成30年4月1日）

○ 施設サービス等の見直し

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等への新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として、機能の重点化を図る。

（施行日：平成27年4月1日）

- ②有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とする。
(施行日：平成 27 年 4 月 1 日)

(2) 負担の公平化

○ 低所得者の保険料軽減を拡充

区市町村住民税非課税世帯のうち、特に所得の低い方を対象に、公費による第 1 号保険料の軽減を行う。

(施行日：平成 27 年 4 月 1 日)

○ 一定以上所得者の利用者負担の見直し

介護給付および予防給付について、一定以上の所得を有する第 1 号被保険者（第 1 号被保険者全体の上位 20%程度）の利用者負担の割合を 1 割負担から 2 割負担へ引き上げる。

(施行日：平成 27 年 8 月 1 日)

○ 補足給付の見直し

低所得の入所施設利用者に食費・居住費を補てんする制度である「補足給付」の支給要件として、所得のほか預貯金等の資産の状況等を加える。

(施行日：平成 27 年 8 月 1 日)

○ 高額介護サービス費の見直し

高額介護サービス費について、一定以上の所得を有する第 1 号被保険者の 1 月あたりの自己負担上限額を 37,200 円から 44,400 円に引き上げる。

(施行日：平成 27 年 8 月 1 日)

第4節 地域包括ケアシステム確立への課題

高齢者の状況とその意向等の地域特性や介護保険法の改正を踏まえ、平成37年を見据えた地域包括ケアシステムの確立に向け、以下の5つの課題に取り組みます。

(1)「医療」 多職種連携による在宅療養体制の整備

医療や介護の必要性が高まる後期高齢者の増加を見据え、日常の療養支援、病状の急変時の対応、看取り等の在宅療養での様々な局面において、医療機関と介護サービス事業者の多職種が連携し、適切に支援する体制が必要です。

(2)「介護」 介護保険サービスの充実

日常生活に不安のある一人暮らしの後期高齢者であっても、安心して暮らし続けられるよう、24時間365日を通じて在宅生活を支える地域密着型サービスの充実や、在宅での生活が困難になった場合に備え、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備を進めていく必要があります。

(3)「予防」 区民の主体的な介護予防の推進

高齢者本人の生活の質を維持するため、また、要介護認定者数の増加を抑制し、持続可能な介護保険制度としていくため、高齢者の健康寿命の延伸を図ることが重要です。食事や運動等の生活習慣を改善するなどの自主的な介護予防の取組を効果的に支援していく必要があります。

(4)「住まい」 在宅生活の安心の確保

介護が必要になっても住み慣れた自宅での暮らしを続けるためには、住宅改修等により、自宅における暮らしの安心を確保していく必要があります。また、ニーズに応じた住まい方ができるよう、サービス付き高齢者向け住宅等の住まいの選択肢を増やすとともに、高齢期の住まい方についての相談体制を充実していく必要があります。

(5)「生活支援」 高齢者の社会参加と支え合いの地域づくり

一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者の増加に対応し、見守り、家事援助、集いの場づくりなど、地域特性を生かした多様な生活支援サービスを創り出していく必要があります。高齢者の8割は元気な高齢者であることを踏まえ、元気高齢者の力を地域活動へとつなげ、支え合いの地域づくりを進めていくことが必要です。